

令和6年度

農業制度資金のご案内

～あなたの農業経営を応援します～



金利負担は抑えて
長期の返済

群馬県

目的にあわせていろいろな資金をご用意しています
詳しくは P4～を参照してください

総…総合農政利子負担軽減制度の対象資金

資金の種類	対象者	借入限度額	返済(償還)期限 (据置期間)
農業近代化資金 総	- 認定農業者 - 集落営農組織 - 認定新規就農者 - 農業法人等一定の要件を満たす農業者等	個人：1,800万円(特認2億円) 法人等：2億円	15年 (3～7年) ・農機具取得 ・家畜購入育成 7年(2年)
中山間地域 活性化資金 総	- 中山間地域で事業を行う農林漁業者 - 中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等	事業費の80%	・加工・保健 15年(3年) ・生活環境 25年(8年)
農業経営負担軽減 支援資金	一定の要件を満たす農業者等	営農負債の残額	・一般 10年(3年) ・特認 15年(3年)
日本政策金融公庫資金	スーパーL資金 (農業経営基盤強化資金) 総	個人：3億円(特認6億円) 法人：10億円(特認20億円) [一定の場合30億円]	25年 (10年)
	農業改良資金	個人：5,000万円 法人等：1.5億円	12年 (3～5年)
	経営体育成強化 資金 総	・前向き(事業費の80%) 個人：1.5億円 法人等：5億円 ・再建整備 個人：1,000万円 (特認1,750万円、特定2,500万円) 法人等：4,000万円 償還円滑化 P5を参照	25年 (3年)
	農林漁業施設資金 (災害復旧)	①②のいずれか低い額 ①貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 ②1施設あたり300万円(特認600万円)	・施設の復旧 15年(3年) ・果樹改植・補植 25年(10年)
	農林漁業セーフティ ネット資金	・一般 600万円 ・特認 年間経営費等の6/12相当ほか	15年 (3年)
	青年等就農資金	・一般 3,700万円(特認1億円)	17年 (5年)

総合農政利子負担軽減制度	認定農業者等利子軽減	・農業近代化資金、スーパーL資金又は経営体育成強化資金を利用する認定農業者、集落営農組織、エコファーマー及びぐんまエコファーマー	※左記の制度の融資条件による ■利子補給(助成)対象限度額 個人：1,800万円 法人等：3,600万円 ■利子補給(助成)期間:借入から5年以内 ■利子補給率:借入利率0.50%まで利子補給
	中山間地域振興利子補給	・農業近代化資金又は中山間地域活性化資金を利用する中山間地域内で事業を実施する農業者等	※左記の制度の融資条件による ■利子補給期間:借入から5年以内 ■利子補給率:0.30%以内

(注1) 借入利率については、令和7年2月20日現在のものです。最新のものについては相談窓口にお問い合わせください。

(注2) 資金によっては、県と市町村が協調して利子補給を行っているため、地域によって借入利率に差があります。

(注3) 災害からの復旧・経営再開に係る資金の借入れに対し、国が特例措置を適用した場合、借入当初5年間無利子となります。

借入利率(%) ※(注1)(注2)	目 的														相 談 窓 口	
	土 地			農 機 具 ・ 施 設				導 入 ・ 拡 大		運 転 資 金		環 境 ・ 生 活				経 営 再 建、負 債 の 整 理
	農地等の購入	農地等の改良、造成	農地等の賃借料の括払	農舎・畜舎等の整備	加工・販売施設の整備	農産物の生産・流通・農機具の購入	農機具・施設等の借賃の一括払い	果樹・花き等の植栽、育成	牛・豚・鶏等の購入、育成	の種・肥料・農薬等の購入	農業に関する研修、準備	機械の導入・公害防止施設	生活環境の整備改善			
0.95～1.45 ※(注3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			農 協 銀行等	
1.50 ※(注3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
1.50 ※(注3)		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○			
1.25～2.20					○								○		農 協 銀行等	
1.50														○	農 協 銀行等	
0.95～1.50 ※(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	日本政策 金融公庫 農 協 銀行等	
無利子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
1.50 ※(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		
0.95～1.50 ※(注3)	台風や地震等の不慮の災害により被災した農業施設・農機具及び運搬用器具の復旧に係る施設資金、果樹の改植又は補植費用															
0.95～1.45 ※(注3)										○				○		
無利子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※研修除く	○				

	利用する農業近代化資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金の融資条件による	農 協 銀行等
	利用する農業近代化資金、中山間地域活性化資金の融資条件による	

農業近代化資金

幅広い資金使途

経営改善のための長期で低利な制度資金で施設の取得や改良、機械の購入、長期運転資金など幅広く使える資金です。

【借入対象者】

①認定農業者、②集落営農組織、③認定新規就農者、④農業法人等一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】

個人：1,800万円(特認2億円) 法人等：2億円

融資率：事業費の80%

〔①、②の方は、特例により融資率100%となります。〕
(ただし、②の方は3,600万円まで)

【償還期限等】

15年以内(据置期間3年以内～7年以内)

農機具取得等・家畜購入育成 7年以内(据置期間2年以内)

認定農業者は、
国・県・市町村の利子補給で
金利がさらに低利に！
(P.7 参照)



中山間地域活性化資金

中山間地域限定

農林水産物の加工、販売のための施設、農林漁業資源を提供する民宿施設や生活環境の改善に必要な施設の整備に使える資金です。

【借入対象者】

- ①中山間地域で事業を行う農林漁業者、
- ②中山間地域の農林漁業者と利用契約等を締結している者等

【借入限度額】

事業費の80%

【償還期限等】

加工流通、保健機能：15年以内(据置期間3年以内)

生活環境：25年以内(据置期間8年以内)



農業者が借りる場合、
「総合農政利子負担軽減
制度(中山間地域振興利子
補給)」で、さらに低利で
ご利用いただけます。
(P.7 参照)

農業経営負担軽減支援資金

営農負債の借換資金

経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者が、既往借入金の償還負担の軽減をするための借換え資金です。

制度資金の負債の場合は、借入利率が年 5.0% 以上のものが対象となります。

※年5.0%未満の制度資金の負債は経営体育成強化資金で借換える対象となります。

【借入対象者】

次のすべての条件を満たす者。

- ①経営改善の意欲と能力を有し、経営改善計画の作成・実行、確実な償還が見込まれること。
- ②農業所得が総所得の過半(法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、または、農業粗収益が200万円以上(法人の場合は、1,000万円以上)であること。
- ③貸付けを受ける方(60歳以上である場合は、その後継者)が現に主として農業に従事しており、将来においても主として農業に従事する見込みがあること。
- ④現に約定償還金(元利)の一部の返済が可能であること。
- ⑤関係金融機関による既往債務の貸付条件の緩和措置等では十分な経営の改善が図られないこと。

【借入限度額】 営農負債の残額

【償還期限等】

一般：10年以内(据置期間3年以内)

特認：15年以内(据置期間3年以内)

(株)日本政策金融公庫資金

スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)

認定農業者向け

認定農業者向けの長期・低利資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など経営改善を図るために幅広く使える資金です。

【借入対象者】認定農業者

【借入限度額】

個人：3億円(特認6億円)

法人：10億円(特認20億円[一定の場合30億円])

【償還期限等】

25年以内(据置期間10年以内)



～金利負担軽減措置について～

国：地域計画のうち目標地図に位置づけられる等、一定の要件を満たす認定農業者が、スーパーL資金を借り入れる場合、借入当初5年間、金利負担が軽減されます。詳細は、日本政策金融公庫にご確認ください。

県：総合農政利子負担軽減制度(認定農業者等利子軽減)での利子助成制度があります。(P.7 参照)

農業改良資金

チャレンジ資金

農業経営の改善のため、創意工夫により農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジする担い手向けの資金です。

【借入対象者】

次の法律で認定を受けた農業者等

< 法律 > 農林漁業バイオ燃料法、米粉・エサ米法、六次産業化法、みどりの食料システム法

【借入限度額】

個人：5,000万円 法人等：1億5,000万円

【償還期限等】

12年以内(据置期間3年以内)

特定地域、六次産業化法 12年以内(据置期間5年以内)

経営体育成強化資金

認定農業者ではない方向け

認定農業者ではない担い手が利用できる長期資金です。農地や施設、機械の購入、長期運転資金など農業経営改善のための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金があります。

【借入対象者】①認定新規就農者、②集落営農組織、③一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】次の①～③の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人等5億円以内

①前向き投資：事業費の80%

②再建整備：個人：1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円) 法人：4,000万円

③償還円滑化：経営改善計画期間中の5年間(特認の場合10年間)において支払われるべき既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額)

【償還期限等】

25年以内(据置期間3年以内)

農林漁業施設資金（災害復旧）

災害を受けた施設の復旧に

農業者が、台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に農業施設等を復旧するための資金です。

【借入対象者】

農業者

【借入限度額】

- ①②のいずれか低い額
- ①貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額
- ②1施設あたり300万円(特認600万円)

【償還期限等】

施設の復旧 15年以内(据置期間 3年以内)
果樹の改植又は補植 25年以内(据置期間10年以内)



農林漁業セーフティネット資金

経営安定に

災害や社会的・経済的環境の変化などの理由で一時的に経営が悪化した農林漁業者のための資金です。

【借入対象者】

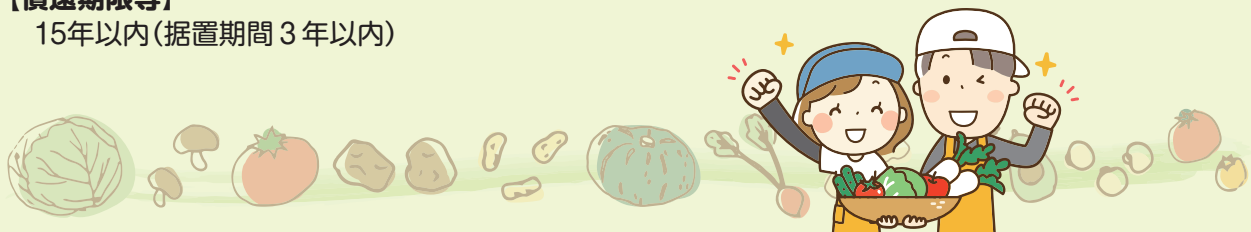
- ①認定農業者 ②認定新規就農者
- ③集落営農組織 ④一定の要件を満たす農業者等

【借入限度額】

一般：600万円
特認：年間経営費等の6/12に相当する額(簿記記帳を行っており特に必要と認められる者)

【償還期限等】

15年以内(据置期間 3年以内)



青年等就農資金

就農準備や経営開始時の施設・機械の購入に

就農に当たっての準備に必要な経費、農業経営を開始する際に必要な施設・機械の購入や運転資金などに利用できる無利子の資金です。

【借入対象者】

認定新規就農者※原則として18歳以上45歳未満

【借入限度額】

3,700万円(特認 1億円)

【償還期限等】

17年以内(据置期間 5年以内)



総合農政利子負担軽減制度

「農業近代化資金」や「スーパーL資金」等の国の制度資金に対して、本県独自の利子補給(助成)を行います。

認定農業者等利子軽減

地域農業の担い手を支援

下記の事業に対し、借入利率の本人負担が0.50%になるように利子補給(助成)を行う制度です。

- 【利子補給(助成)対象】**
- ①認定農業者が「農業近代化資金」、「スーパーL資金」を利用して実施する事業
 - ②集落営農組織が「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業
 - ③エコファーマー及びぐんまエコファーマーが「農業近代化資金」、「経営体育成強化資金」を利用して実施する事業

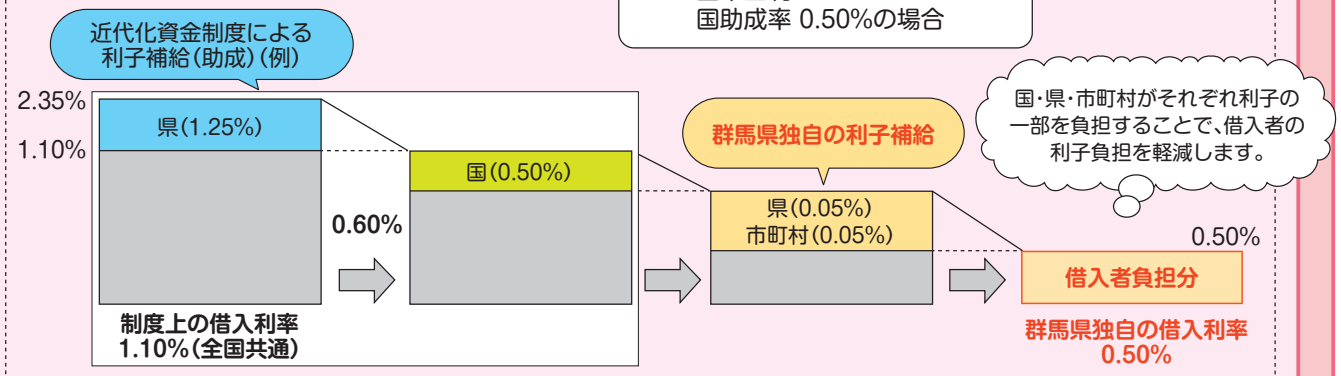
【対象上限金額】 個人：1,800万円
法人・集落営農組織：3,600万円

【利子補給(助成)率】 借入者負担が0.50%になるように利子補給(助成)
※この借入者負担は、県と市町村の利子補給(助成)を受けた場合であり、市町村の制度内容により異なる場合があります。

【利子補給(助成)期間】 5年以内

○利子補給のしくみ(基準金利 2.35% の場合)

(例) 【認定農業者等利子軽減】



※市町村の数値は県と同等の率を見込んでいますが、市町村により実際の補給率は異なる場合があります。

中山間地域振興利子補給

中山間地域農業を支援

下記の事業に対し、0.30%の利子補給を行う資金です。

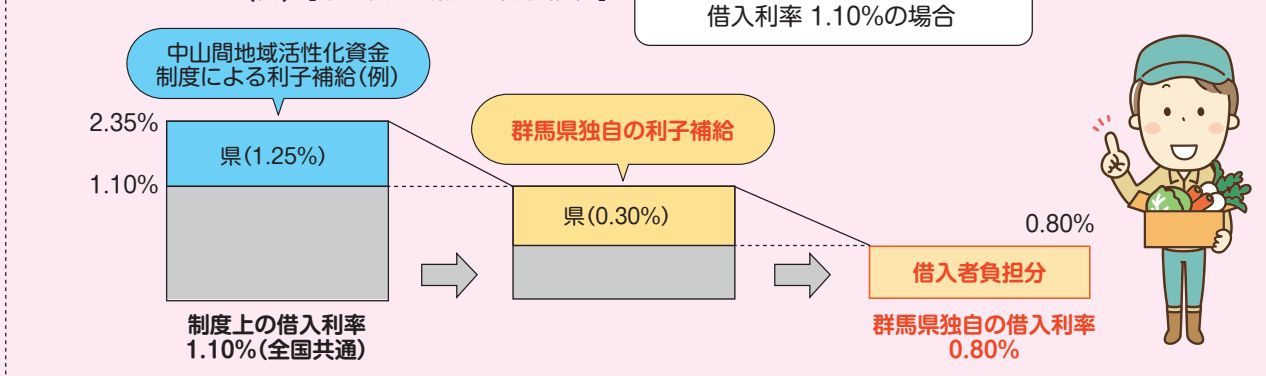
- 【利子補給対象】**
農業者等が農業近代化資金、中山間地域活性化資金の貸付を受けて中山間地域で実施する事業

【利子補給率】 0.30%

【利子補給期間】 5年以内

○利子補給のしくみ(基準金利 2.35% の場合)

(例) 【中山間地域振興利子補給】



債務保証制度のご案内

農業者等が農協等から資金を借り入れる場合、「群馬県農業信用基金協会」がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。

借入予定額、他の負債状況等により取扱いは異なりますので、詳しくは融資機関の窓口におたずねください。

なお、日本政策金融公庫資金は、債務保証制度を利用できません。

農業制度資金の借入れの際の注意事項

農業制度資金は、国・県・市町村の補助などにより長期・低利で利用できる資金です。借入れにあたっては、次の点にご注意ください。

1 事前着工したものは対象外です

貸付決定・利子補給承認を受ける前に事業着工したもの、または事業完了しているものは対象になりません。

2 法手続きは別途必要です

他法令（建築基準法、農地法等）の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから借入申込みを行ってください。

3 目的外使用はできません

借入金は、申請時に計画した施設や機械等の支払いに使用してください。また、購入した施設や機械を他の目的に使用しないでください。他の目的に使用した場合は、繰上償還となることがあります。

4 借入手続きは計画的に

経営改善資金計画書及び借入申込希望書を融資機関に提出してから貸付実行となるまでに約2か月の期間を要しますので、借入を行う際は実際に資金が必要となる時期を考慮して計画的に行ってください。

詳しくは最寄りの農協（金融担当課）、市町村のほか、
下記の相談窓口へお問い合わせください。

	機関名	電話番号
県関係機関	中部農業事務所	(027)233-9255
	西部農業事務所	(027)321-3600
	吾妻農業事務所	(0279)75-2364
	利根沼田農業事務所	(0278)23-0338
	東部農業事務所	(0276)31-2212
	農政部農業構造政策課	(027)226-3042
融資機関	農林中央金庫前橋支店	(027)220-2355
	(株)日本政策金融公庫前橋支店	(027)243-6061

※(株)日本政策金融公庫前橋支店では、吾妻・利根沼田・東部の各農業事務所において、定期的に相談窓口を開催しています。
(ご利用いただく際には、事前に(株)日本政策金融公庫前橋支店にご連絡ください。)

詳しくは、群馬県農政部農業構造政策課HPをご参照ください。

群馬県 農業金融

検索